

# 教育訓練制度のご案内

本校、歯科衛生士科は専門実践教育訓練給付金の対象となる講座に指定されています。この給付制度により、一定の条件を満たす方は専門実践教育訓練給付金を受けることが可能になります。歯科衛生士の国家資格取得を目指す社会人の皆様は是非ご検討ください。制度の利用を希望する方は受講開始日(入学式)の1か月前までにハローワークにて所定の受給資格確認手続き等を済ます必要があります。

## 給付対象者

- ・初回受給の場合、講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険期間を有している方(離職している場合は離職してから1年以内)

## 専門実践教育訓練給付金

- ・受講費用の50%が訓練受講中6か月ごとに支給されます(年間上限40万円)
- ・資格を取得し、かつ1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は受講費用の20%が追加で支給されます

## 本校の場合(2025年度参考)

	1年次	2年次	3年次
<b>入学金</b>	<b>100,000</b>	—	
<b>前期授業料</b>	<b>340,000</b>	<b>340,000</b>	<b>340,000</b>
<b>後期授業料</b>	<b>340,000</b>	<b>340,000</b>	<b>340,000</b>
<b>実習費</b>	<b>90,000</b>	<b>90,000</b>	<b>90,000</b>
<b>合計</b>	<b>870,000</b>	<b>770,000</b>	<b>770,000</b>
<b>給付額</b>	<b>400,000</b>	<b>385,000</b>	<b>385,000</b>

※(年間上限40万円)

**在学中、3年間で支給される給付金 1,170,000円 (黄色部分の合計額)**



## 教育訓練支援給付金

- ・受講開始時に45歳未満であるなど一定の要件を満たすと離職前の給与に基づいて算出された金額(基本手当の日額に相当する額の80%)が受講中に給付されます。

※制度の詳しい内容については、管轄のハローワークにお問い合わせください。